
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年2月22日（木曜日）

日 時 令和6年2月22日（木）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 日程協議
- 4 審査事項
(1) 令和6年1月26日付審査付託について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（6名）

浅 田 郁 雄	藤 原 正 伸
関 綾 乃	尾 崎 里 美
西 本 英 輔	嵯峨山 博

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（浅田 郁雄君） おはようございます。

これから、第4回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程については、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから、令和6年1月26日付審査付託について審査を行います。

前回、前々回に、参考人として、一番最初のときは法制さん、また、次のときは市関係課職員並びに、その次の日によふどの恵さんに出席をしていただき、質疑を行いました。また、藤本議員の

弁明及び質疑をさせていただきました。本日は、これまで確認した内容の確認を行い、審査会として取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたように、最初に法制さん、続いて、市関係者、続いて、よふどの恵、藤本議員の弁明ということでさせていただきました。そこまでの細かい確認をしていきたいと思います。

副委員長のほうからお願いいたします。

○副委員長（藤原 正伸君） 当然、評議に入る前に事実確認をしていく中で、これまでのまとめは前提としてやらなきゃいけないんですけども、取りあえず、前回はその前の会議のまとめをさせていただいておりますので、今回、前回分の議事録が上がってきておまして、お読みいただくとお思います。それを前提に、まずは前回のまとめをさせていただきますので、御指摘等ありましたらお願いいたします。

前回の関係者の聴取で明らかになった事実について申し上げます。

まず、よふどの恵への聴取です。初めに、よふどの恵はどのような団体かということについて質疑がされました。これに対しては、与布土地域自治協議会の農業振興と、それから、環境のプロジェクトから生まれた地域経営法人であると、与布土自治協のいわば完全子会社のようなものと、与布土自治協の活動を全面的に請け負っている組織であると、そういう御返答が議事録の中にあります。

具体的には、地域の野菜の生産者の拡大や販路の開拓に取り組んでいる地域商社という位置づけであると、自身の利益を追求する、いわゆる中間業者ではありませんというお話をされておりました。そういう活動については、かなり前に産業建設常任委員会の一般会議に資料として提供しておりますというお話でございました。

それから2番目、こちらがよふどの恵さんをお呼びした一番の目的ですが、12月8日の会議はどのような会議であったかということについてでございます。これにつきましては、よふどの恵さんのお話としては、地元野菜の給食への提供について、以前から、給食センターから相談を受けていた。特に端境期の野菜の確保が課題と聞いていたという前提でお話をされました。その上で、よふどの恵が協力できる体制、おっしゃいましたのは、生産者の確保であるとか、それから、給食センター以外の販路の確保であるとか、それから、保管をするための倉庫の確保であるとか、そういうものをまとめた供給体制をつくれるかどうか、そういう取組に入る前に、情報を収集するために説明を求めたものであるというお話でございました。

その説明の具体的内容としては、給食センターが必要としている野菜の種類、それから時期、形状をはじめとする品質や規格、それから量、そういうものについて説明を受けましたと、こういうお話でございました。

それから三つ目ですけれども、会議の後に給食センターから生産者登録を求められたか、または、よふどの恵が生産者登録を希望したかという質疑がございました。これについては、いずれもないという御返答でございました。特に、よふどの恵については、取組を始めるために、まず、生産者を確保しなければならないところ、そのための情報が現在も不足している状況であって、予定や計

画が立てられないと、情報不足であって登録を申し入れられるような実情にはないというお話でございました。

それから4番目に、藤本議員が当該会議に同席した経緯について、よふどの恵さんの説明ですが、議員は、自治協発足から引き続いて部会活動をされておりまして、よふどの恵の社員、社員というのはいわゆる株主のことですね、でもあるので声をかけましたと。傍聴させてもらうということで会議室に入られました。一言の発言もなく座って聞いておられました。こういうお話でございました。

それから5番目に、よふどの恵に関しての誹謗中傷に対する抗議の件は、これはちょっと本件とは直接関係ないと思いますので、議事録をお読みください。

以上が、よふどの恵さんの議事録から読める内容かと思えます。

それから、藤本議員のほうの聴取ですが、弁明につきましては議事録を参照していただきたいと思えます。質疑応答について拾い出しますと、まず一つは、12月8日の会議についての認識についてですが、藤本議員のお答えは、給食の地産地消に以前から関心を持っておられた。よふどの恵がこの地産地消に協力することを検討するための会議を持つということを知ったので、よいことと思って参加しましたというお話でございました。その会議は理事の集まりでありましたので、御自身は理事ではないということですので、発言は差し控えました。発言はしておりませんということでした。

それから、会議が契約に関連するかどうかということについては、当初より関連するとは思っていませんでした。また、事後的に見ても契約とは程遠い内容であったと思っておりますというお話でございました。

終わりのほうで、よふどの恵が与布土地域の米を集めて販売をしておられるのかという、よふどの恵の活動についての御質問が藤本議員のほうにもございましたが、よふどの恵は、御自身で栽培した米、要するによふどの恵の組織として自分で栽培した米を出荷や販売をしていて、取りまとめ販売するという事はしていないと、これはよふどの恵さんの説明と同じ内容の御返答でございました。

分かった事実関係については以上のようなことになるかと思えます。個人的な意見等については、議事録の中に残しておりますので、そこは見てくださいと思えます。

前回のまとめは以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 前回までのまとめとしては、今、副委員長が言われたとおりでございます。

それぞれ皆さん、質疑等がありましたら、また、聞いてみたいと疑問に思うようなことがありましたら、それぞれ発言していただきたいと思えます。

私自身は、質疑というより、ちょっと内容について。

○副委員長（藤原 正伸君） 取りあえず前回の内容について。よろしいですかね。

○委員長（浅田 郁雄君） 内容についてはいいですか。

質疑というではないんですけれども、確かに法制さん、市関係者、また、よふどの恵さん、藤本議員の弁明と、全部聞かせていただいた中で、一番大事なところは、随意契約がここで成立するという、そのところが一番大事じゃないかなと僕は思ってますので、随意契約するには、やはり業者の登録というのが絶対必要ですから、その辺が一番論点になるんじゃないかなと思うんです。もちろん、法制さんや市関係者、またそれぞれ聞いてるんですけども、市関係者に対して、僕はちょっと疑問に思ってるのは、もう一度どうしてもちゃんと聞いておきたい。やはり大事な意見まとめにするにしても、一番大事なのは、その部分だと思うので、もう一度再確認を、やっぱり僕はしたいと思ってるんですけど、皆さん、どうでしょうね。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） もう少しかみ砕いて、どういうところを聞きたいかというのをもう少し明確に言っていただけないでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） この問題で一番大事なところは、準備行為とかいうところじゃなくて、正式に随意契約として契約が本当にここから成立するんだというのを、今まで聞いてる中では、あくまで登録の業者が必要だと。それと、随意契約するには、予定の価格を出した時点からだというのを、そこからだというのを理事さんからちょっと聞いてるんですけども、問題は、給食センターの今井センター長のほうからちょっと7日という数字が出てきたんですね、7日前、1週間前というのを、それを発注して商品をいただくということを言われたので、そこでちょっと随意契約自体がどこからなんかというのが、ちょっと自分自身も不安なところがありまして、もう一度やっぱりその辺はちゃんと取りまとめとして、委員長としても、やはりそこをしっかりと聞きたいなど。今回、やっぱりそれを聞くには、もう一回来てもらうのが一番なんですけど、なかなか議会前ですから、ちょっと難しいかなとは思うんですけど、その辺をちょっと僕自身が一番疑問に思っているところで、やっぱりきちっとしておきたいなと思うところがございますので、そういうことをもう一度呼んで聞けたらなと僕は思うんですけども、僕自身はですよ、ほかの委員さんはまだほかにもあるかもしれませんけども。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） さっき前回のまとめとして申し上げましたけれども、そのときにも言いましたとおり、事実の確認に入る前に、大前提、初日に法規の解釈についてお話を聞いたように、適応条例とかの取扱いについての確認が必要かと思います。これは、大前提というのは、協議や議論をする対象ではなくて、理解をしていただく対象です。これ中身が議論して変わる話ではないので、意味内容は一義的に決まっております。その条例の中身。そうでないと適用のしようがございませんのでね。変わってくるのは、事実状態が変わってきて、それぞれの事実が当てはまるかどうかというところで協議し、結論が変わってくると。大本の大前提になる条文の意味であるとか、それから、今ちょっと話に出てましたけれども、随意契約の決まりと申しますか、決まり事と申しますか、随意契約の構成、契約の要素になる事実がどういうものがあるかということ、大前提、当然にもう決まって、これをここで協議して、そうじゃないあじゃないという話ではないので、そ

この確認をまずすれば、今おっしゃってる疑問点というのが、さっき嵯峨山委員から言われましたけれども、もう少し具体的に明確になるんじゃないかなというふうには思いますので、前回の説明のときにも触れましたけれども、前回の説明も含めて、これまでの全体的な説明を受けたものを土台にした、その大前提となるものを、まずはしっかり皆さんで共通認識というか、理解をまずつくりたいといけないということです。

繰り返しですけれども、ここは議論して、白黒つける段階ではなくて、理解する段階。条文の意味を理解する段階と、こういうことになります。そんな段取りで進めたらいいんじゃないかと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、副委員長おっしゃられましたけど、委員長がそういうふうな疑問を持たれておられるということです。

我々の前の審査会の第3回の参考資料として使われている資料ありますよね、国・地方公共団体の契約制度の概要。これを基に先ほどの委員長がおっしゃられるような話を、若干、第1回目の法制からレクチャーを受けましたし、当局からも説明を聞いた段階で、随意契約のどの段階に当てはまるのかというのを当てはめていくと、おのずとそれは随意契約の最中であったのか、前であったのか、これは見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、それが今この委員会の中で、かみ砕いて解釈していけば、それは当局を呼ばずとも解決するんじゃないかなというふうに思いますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 確かに言われることは、今までも説明されましたので、それでいいんじゃないかというのも、僕もよく分かるんです。委員長としては、もう一度やっぱり今回のことに関しては、理事さん、また、フロー図の関係の産業振興部と給食センター、その部分のことをもう少しちょっと僕は聞きたいなと思うんですけど、というのは、一番ここが大事なところで、随意契約をここで本当にここから始まっているのかということ、何か7日という数字が出てきたので、僕はその7日というのに何かちょっと違和感がずっと持っていて、やっぱりその辺を、この委員会の中で1人ずつ呼んでくるといったらちょっと食い違いの意見もありましようから、できれば3者そろってでも構いませんので、もう一度、僕は再確認の意味でお願いしたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員（嵯峨山 博君） 取りあえず、これまで調査した中での議事録がありますから、そこを精査して、委員長がおっしゃったようなことが、理解必要であれば、呼んでいただいても結構ですけども、まず、これまで議論してきて、事実確認もしてきましたけれども、議事録を見ながら精査していくというのをやったほうがいいんじゃないですか、どうでしょうか。

随意契約の、先ほどもありましたので、この資料を参考にしますと、予定価格の作成からというふうに入ってますよね。ですので、その場合は、それまでにこういう行為が行われてたのかどうか。それが随意契約に入ってるかどうかという判断にもなるかと思えますけれども、聞く限りは、そのようなことはなかったということでもありますから、以前の話ですよ、というふうに私は思っておるんですけども、その辺いろいろと意見交換しながら、理解進められるのであれば、今日、

そのような意見交換をしていただけたらいいと思いますし、先ほどフロー図の話もありましたけれども、これは、もう当局と議会とで一旦取り下げるといような約束もされた取下げ資料ということでもありますので、今実際には存在しない資料であったと。当局からこの資料についてはどうやったんだという聞き取りも行われている中で、担当課の勇み足で提出した資料であった、申し訳なかったということで、もうそれで取り下げてくださいということで、差替え資料になってるので、公の資料にはなっていないというふうに私は理解しておりますけれども、これが何で公になってるのか、僕ちょっとそこは疑問に感じておるんですけども、そういったところをいろいろとこのメンバーで議論して、理解してやるのであれば、理解したらいいと思いますし、理解できないのであれば、当然、調査は必要だというふうには思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今、議事録を精査する話が出ましたけれども、当然ながら、議事録全部読んでいただいていると思います。その議事録を前提にまとめていけばいいと思いますけれども、第2回のときに1回目、第3回のときに2回目、今日は第3回のまとめを一応私させていただきました。議事録に基づきましてさせていただきましたので、それらを総まとめして、今議論になっている随意契約についての確認をさせていただいてもよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょう。

関委員。

○委員（関 綾乃君） 私は委員長の意見に賛成です。同じ日に、理事と給食センターの所長に来てお話をいただいているんですけども、その契約について発言のずれがあったと思います。いま一度確認はしたいと思います。

あと、フロー図のお話なんですけれども、差し替えられたとは申しますけれども、もともとこのフロー図が発端になっていると私は思っています。現に取消しという手続も正式には行われているとは思いませんし、証拠として私は残っているものだと、存在しているものだと思っています。

あと、給食センターのほうでも、給食センター施行規則第12条の考え方についても、いま一度説明を聞きたいなと思っています。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 私は、これまでの1回目、2回目、3回目を総まとめして、取りあえず説明させてもらってよろしいですかということをお聞きしましたので、その点についての御意見を取っていただけたらと思いますが、いかがですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 委員の皆さん、どうですか。ちょっとずれてきたような気もしませんが、よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほど前回のまとめだけさせていただきました。これまでさせていただいたまとめも含めて、今言われてます契約に関する部分について、その大前提となります中身を、

僭越ですけれども説明させていただきたいと思いますので。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） すみません、発言の途中で。

この審査会の、まず皆さん、大前提でここが駄目ですよねという確認しましたね。12月8日の場が契約の場であったのかどうかという事実を確認しましょう。もう一つは、議員の介入があったかどうかというところを確認しましょう、この2点やったと思うんですよ。

だから、そこがどうだったかということでの判断が、我々求められてるのかなというふうに思っておるんですけれども、そこ皆さん、どうなのかなと。そこが大前提の始まりだったんじゃないですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） この審査会でやるべきことは、基本的には二つです。

一つは、聴取した内容に基づいて、実際に何が行われたかというのを特定すること。事実認定、これが一つです。そのための会議をこれまでやってきましたということですね。そのための材料を集めるというか、おっしゃっている中身を聞き取って、今言いましたとおり一つ目のやるべきこと、実際にそこで何がやられたのか、どういうことが話し合われたか、それを確認すると。そのための聴取をしてきました。

もう一つは、そこで何が行われたかが確認できたら、それはどの条文のどこに該当するのかしないのか、これを判断するということです。

その二つです。審査会でやるべきことは二つだけ。

今言いました1個目の、何が行われたかを確定する。事実を事実として、この審議会でこういうことがあったんだなというふうに確認するのがこれからの仕事になります。ですので、取りあえずその仕事に進んでもいいんですけれども、今言われたとおり、余分なことをしても仕方ないんで、余分なことというのは何かといいますと、この審査会で求められてるのが、前回の政倫審に出ております審査付託書。それから、本審査会にかけられて出てきました付託書の審査の請求の対象となる事項の該当条項及びその内容の記載がございます。

そこに書いてありますのが、朝来市学校給食センターの主な使用野菜の市外品購入に関する協議の場に同席したという、この事実でございます。これが、議員倫理条例第3条第1項第3号に該当するとして付託が出てきておりますので、議論すべきは、先に言いましたその状況が、今言いました倫理条例の条項に該当するのかどうかの判断をします。だから、それに必要な範囲で議論すればいいわけです。それに必要な範囲で事実の確認をすればいいということなんです。ですので、事実確認にすぐ入ってもいいんですけれども、必要な範囲を決めるのは、冒頭に言いました、その大前提になります3条1項3号の意味合いということになりますので、これをまず理解するところから入れるのが経済的ではないですかというお話をさせてもらってます。

その中で、委員長が契約の始まりはどこからかというお話をされましたけれども、それがまさにこの3条1項3号にいます一般物品納入契約というもの。つまりは随意契約というものがどこか

ら始まるんですかと。要は、随意契約、一般物品納入契約というものを構成する行為なり事実は何ですかということですね。既に予定価格の定めとかいう話も出てきておりますけれども、それはこの随意契約を構成する要素なんですか、要素じゃないんですか。その辺を見ていくのが、要するに始まりがどこですかということになるかと思います。それについては、前の政倫審のときに、国の資料を参考として提出されております。それについての議論が重ねられてますので、今回もそれに従って見てみればいいのではないかなということで、そこの確認をさせてもらって、確認からやらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） これが平成23年1月20日の参考資料となっております。内閣府に設置されました専門調査会の会議で使用された書類でございます。参考資料1というのが表紙に書いてありますので、そのようになっています。この表について、前々回も少し当局に説明を求められてまして、これは国の資料です。

タイトルは、国・地方公共団体における契約等に関する関係法令の概要ということになってまして、右半分にあります法令が、どの場面で機能するのかということを示す表なんですけれども、本市の担当課のここでの答弁でも、おおむねこれと同様な手順で市の契約もやっていますよということでしたので、この表を根拠に随意契約というのを考えればいいと、それはそれでよいかというふうに思います。

競争契約が左側二つ部分ですね、競争契約と。真ん中の細い部分が随意契約ということになっております。自治法上はもう一つ、市の契約としては競り売りというものもあって、4種類あります。4種類というか、ここに出てるので、一般競争契約と指名競争契約と、それから随意契約と、あと競り売りというのが、地方公共団体で認められている契約の方法ということであろうかと思います。

前回、混乱が生じたのが、契約の中に入る前にちょっと触れます。随意契約と書いてある一番上の色がついてる欄のところの括弧書きに、企画競争・公募手続を含むと、こう記述がございまして、前回の政倫審の議事録を読みますと、大変混乱しているというところが見てとれます。

このときに、この資料は平成23年1月20日付の資料なんですけれども、この会議で使われた資料がほかがあれば、たどり着ければよかったんですけれども、ちょっと時間の関係で調査は不足してありますが、同じ内閣府の契約に関する資料として、委員長の許可を得て、もう一つ、この理解のために今日一つ資料を上げております。今送っていただいています。

内閣府の規制改革推進室の会議資料なんですけれども、平成29年と、この時期は違うんですけれども、契約に関する理解は同じものですので、ちょっとこの資料を確認していただきたいんですけれども、タブレット出てますでしょうか。

入札・契約制度の概要ということで、参考資料として出ております。

7ページほどあるんですけれども、後ろは競争契約についての説明が書いてあるだけで、前半の2ページ分が、契約方式についての説明が載っております。

契約方式の類型として、ここに書いてあります、1番のところを書いてありますとおり、国の入札・契約は、会計法、それから予算決算及び会計令が制度の大枠を規定しているということで、その次の注に、地方公共団体については、地方自治法、地方自治法施行令で、国の制度に倣う形で大枠が規定されているということで、自治法と自治法施行令と、さらには、それぞれの自治体の財務規則のようなどころで決められていきますが、本市も確認しましたが、大枠はこの図のとおりであるということでした。

国の契約方式は、会計法において以下の三つが定められているということで、①が一般競争契約、②が指名競争契約、次のページに行ってます、③が随意契約というふうになってます。

それぞれ中身の説明がされてまして、1ページ、①の一般競争入札では、国が契約に関する公告をしということですね。一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式となっております。後でも問題になりますので、公告というのはここで説明されます。

それから次のページに行ってください、2番目の指名競争契約。契約主体が資力信用その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選び、入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、締結する契約方式。こういう説明になっております。

問題の随意契約は3番目です。随意契約は、契約主体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式となっております、一番下の黒点、随意契約には、企画競争、公募のような類型もあると、こう書いております。この企画競争、公募というのが、そのままこの図で言ってる企画競争であり、公募でございます。ですので、さっき触れました競争契約における公告等とは全く違う概念でございます。

企画競争と公募についてもそこに説明してあります。企画競争というのは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画書等を提出した者と契約する方式、いわゆるプロポーザルでやってるやつですね。それがこれに当たります。

それから、次の公募というのは、特定の設備、技術等が必要な業務について委託する場合、これらの要件、手続を公開して、契約参加者を募集し、応募者が1者であった場合に、その者と契約する方法と、こういうことになっております。

経済性と公正性を随意契約でも担保しようとする趣旨なんですけれども、要するに、公募というのはそういう契約でありまして、給食センターがやってる随意契約とは全く関係のない話だというのはこれで分かると思います。ですので、前回、混乱の始まりになりました公募についてはこのような理解をする必要があるかと思えます。

この表ですけれども、おおむね当局が前々回に回答していただいた内容を重ねれば、上からずっとたどっていけば、そのとおり契約の流れがあり、当局が認識している契約の始まりから終わりが見えるということになるかと思えます。

最初にあります資格審査部分というのは、これは随意契約には関係ありませんということですね。下りていって、予定価格の作成、これが随意契約のところに関係してくる部分と、この手順で言

うと初めて関係してくる部分ということになりますので、皆さんがおっしゃったように、予定価格をつくることから契約と認識していますというのはこの意味かなというふうに思います。

その後ずっと矢印があります。指名とか公告とか通知という作業は、随意契約にはありませんので、ここは飛ばされてますということですね。ですから、この辺で質疑の中にも出てきましたけれども、募集とか、それから公告とか、言葉だけで言うと混乱するんですけども、それは契約手続上の話では、随意契約手続上にはありませんよと、そういう行為は、ここの認識をまず持つておかないといけないということでございます。

それから、次のページ行けますか。

その後、契約の申込みとあります。民法上、一般的にはここから始まります、契約というのは。これは、入札保証金とか入札とかありますけども、この入札にという言葉がついてるのは、随意契約には関係ない話です。随意契約に関係するのは、見積書と出てきます。見積書の徴収、見積りを取るところですね。先ほど予定価格の作成があつて、次は見積りを取るという作業が随意契約の作業であるということになります。その後、下りますと、開札、これも入札の作業ですから、これも関係ありませんよね。その下に下りまして、相手方の決定となっております。落札というのは、入札の手続上の言葉ですから、それは置いておいて、随意契約では、契約相手を決定しますと、こういうことになってます。今まで出てきたのが、予定価格を定め、見積りを取り、それに基づいて相手を決めると、こういう作業ですね。これが随意契約の中身であると、こういうことになってます。相手が決まったら後は履行してもらおうと、こういうことになるわけで、当然、履行の段階まで契約の中なんですけれども、今どこから契約が始まるのという疑問が出ておりますその実務上の取扱いとしては、予定価格の作成と、こういう説明が当局からございました。

さっきも申し上げましたとおり、いやそうじゃねだろうという話じゃないんですよ、これね。こういうふうになってますという、行政手続はこうですと。だから、これを前提にしないと話が進みませんということになります。我が市では小さ過ぎますね、我が国ではこういう取扱いになりますと、こういうことで、ここは大前提として、ここから話を始めるということです。

それで、当然ながら、今日、許可を経て準備させてもらった資料の見ていただきたいところはもうそこだけです。公募とかいうのは、随意契約の中で公募と言ってるのはそういう意味ですよという部分、これが大前提となります条例に書いてある一般競争入札、すなわちそれは随意契約である。随意契約だからどうというときに踏まえるべき随意契約の中身。ですから、今出たような予定価格の決定であるとか、それから、見積りの徴収、それから、相手方の決定、こういう行為が確認できれば、これは随意契約であるなということになるわけです。ですから、3条1項3号に書いてある一般物品納入契約、これが随意契約であるということは、今言ったような行為、予定価格の作成がどっかにあるのかなと、見積書の調整があるかな、それから、相手方を決定する行為がどこかでなされているか、これを探せばいいわけですね。これがあれば、契約だなということになるということでございます。

それで、これが条文の基本的な理解、あと、一般物品納入契約、3条1項3号に関する限り、そ

の条文の意味合いですけれども、この付託書が言ってます、主要野菜の市外品購入に関する協議と言ってます。要は、売買契約ですわね、売買契約に関する協議と言ってます。後の請負とかいうのは、委託というのは、この際、考慮しなくてもいいかなというふうに思われます。

それで、今、確認した事実ということでよろしいかと思しますので、前回説明した内容そのままなんですけれども、ちょっと紙にまとめてきたので、もう一つのやつ出してもらえますか。

これは、どっかの資料というもんじゃないです。前回、給食センター等から聴取したものをまとめとして報告させていただきました。そのメモ書きみたいなもんです。ですから、議事録に書いてあるのをちょっと取り出して、理解して、説明しようとしたときにこしらえただけのもので、これは資料提供する資料じゃございません。説明のために用いたメモだと思ってください。

給食センターから聞いたのが、一番上が期日になります。一番右端が使用を始める時期。ここから給食の食材使いますというところです。発注作業は、その1週間前にやっていますということをおっしゃってました。さらに遡って、20日前に見積りを取っていますと、こういうことをおっしゃってました。ですから、時間の順番に並べると、20日前に見積り依頼をして、それから、7日前に発注をして、実際に納品を受けると、納入を受けると、たしか半月分まとめてということをおっしゃってたと思います。これ、さっきも言いましたように、説明上のメモですから、後で間違ったら自分でちょっと直して理解してくださいね。

20日前頃の見積り依頼というのは、これは給食センターに青果物、野菜等を納める業者さんがいらっしゃいます。3者と言っていましたかね、いらっしゃいます。その方たちが商売として納められているわけですよ。その方たちに見積りを依頼するわけです。幾らで納めてもらえますかと。あそこはだから入札みたいな作業をしてるわけですね、手続してるわけです。その中で一番安いところを買いたいということで見積りを取っています。

そのほかにいらっしゃる、今回、問題になっている生産農家さん、20人ほどやったかな、業者さん以外に20人ぐらい。その方たちとは直接見積りのやり取りはしません。そこはもう実際にやるのが困難だからということでしょうね。ただ、その公正を担保する必要があるからということで、この20日前に見積り依頼をして取った見積り、決まった見積り、この金額をそのままスライドさせて、基本的には、これで予定価格にしましょうと、この価格で納めてもらいましょうということをされてるということでした。ですので、2番目の四角の中の、見積りに基づいて価格を決定したと、これつまりは予定価格を定めたということになるのかなと。ごめんなさい、ここはちょっと評価で入ってますから、ここは議論してもらって結構です。そうじゃねえだろうというのがあれば言ってもらって結構です。

なお、業者取扱品でない場合は、そのときの時価によりますよということもおっしゃってました。

いずれにしても、この段階で予定価格が定まります。これちょっと見落としかもしれませんが、20日前の見積り依頼から7日前の発注までの間に行っている作業です。

予定価格を定めたら、今度は受注依頼というのをしているとおっしゃってます。つまり、生産農

家さんに、あなたはこの品物、この価格ですけれども納めてもらえますかと確認を取ってるということですね。予定価格を提示して、生産農家さんの納入意思を確認していると。納められますよと。だから、基本的には相手方選定をして、受諾を取っているということですね。申し込んで承諾があるんですけども、先に承諾を取っているというような形になってるように思われます。その確認を取った後に発注を行うということです。確認を取った先に発注するわけですね。これが、形式上は申込みになるんですけども、もう既に承諾は取ってありますので、発注した段階で意思の合致が認められるということで、これが契約成立になるということで、契約成立と書いてます。これは私の評価ですので、ここはまた議論してもらっても結構です。その後は履行の段階に入っていくということになります。

そのように納めてみると、先ほどの図であった予定価格の定め、見積り徴収というのはいないんですね。給食センターのやつでは見積り徴収というのはいない。でも、価格を決めないといけないので、予定価格を定める前に、それらしいことをやっていると、業者さんに頼んで見積りを出してもらってる。業者さんの見積りは、何も生産農家さんのためにやってるわけじゃなくて、当然、自分たちが納める金額を出してるわけで、あちらはあちらでその見積りに従って納入業者が決まるということになるわけですけども、予定価格の定めは、そこから金額を取ってきて、予定価格の定めとしていっていると、こういうことですので、相手方を選定する前にはその価格が決まってないと、この金額でいいですかというのが言えませんので、こういう順番になっていくということになります。見積りを依頼してから発注するまでの間にされてる作業ということになってると思います。

この流れを先ほどの図に当てはめると、予定価格の定めから始まって、相手方選定というのがありましたので、その契約行為と書いてますけども、あそこから随意契約の範疇に入ってくる部分だろうというふうに思われます。あそこもこちらの評価に入ってますので、真ん中から上だけ見とってもらったら結構です、事実としては。

準備行為という話も出ましたけれども、であれば、そこから先の見積り依頼辺りは準備行為になるのかなということになります。

一番下書いてますように、給食センターにおける一般物品購入契約に関する事務は、これが全部であるということになりますので、これのどこかに該当する行為があれば、給食センターに関わる一般物品購入契約の手続がなされていると、こういう判断ができると。これが3条1項3号の理解だというふうに思います。思いますというか、であるということですよ。

聴取した中では、これ以外の行為は出てきておりませんので、物品契約というのはこういう形になるかというふうに思います。

介入に関して考えなきゃいけないんですけども、一つ、3条1項3号に該当するかどうかということについては、契約があったのかどうかということですね。それと、介入行為があったのかどうか。特定の一般物品納入契約がありますよと。それは、こういう事実から見ればありますでしょうと。これを確認することですよ。それからもう一つは、今確認した契約に介入する行為がありますでしょうと。それは、こういう事実を見れば分かりますでしょうと。これを確認すること。こ

の二つをやらなきゃいけない。こういうことなんですけれども、今言いました1個目の契約があるかどうかについては、今までの説明では、このような形になるかというふうに思います。

一旦は以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 一応、副委員長から説明をしていただきましたが、これについて何か質問ありますか。

○副委員長（藤原 正伸君） あくまでしゃべるだけだと伝わらないから、メモにしてみたというだけのことにしてくださいね。小さな部分、これ違うじゃないかと言われても、そこはちょっと、最初に言っておきます、保証の限りじゃありません。でも、こういうことやったんじゃないですか。

○委員（嵯峨山 博君） 一応説明してもらって、説明会ってどの辺に入りそうですか。

○副委員長（藤原 正伸君） 説明会がこれのどこに入るかは、説明会の中身がどんなもんだったか。どんなもんだったか、例えば、金額を決める話があったのかどうか、これで納入してくださいねというような話をしたかとか、そういうもし事実があったら、例えば、予定価格の定めに入るとかいうことは言えるんですけれども、一般的に説明会はどこですかと言われてたら、これはないとしか言えないですよ。給食センターにおける契約事務の中に説明会はないんですよ、もともと、説明会なるものは。だから、説明会はどこに入りますかといっても、これは入るも入らないもないんですから。ないんです。ただ、そこで何が話されたかというのは重要なことだと思うんですよ。そこで何が話されたによっては、これは契約事務の一部だったかどうかという可能性は、全くないわけじゃないです。だから、単純にこの図のどこですかということにはならないと思いますよね。というか、単純にどこですかと聞かれたら、どこにもありませんと言うしかないですね。

もう一つ言えば、説明会、これ以上言うと結果的に。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、副委員長がおっしゃられたように、それをどこに当てはまるかというのを我々が決めるんじゃないんですか。事実を確認した中で、当局にも話を聞き、関係団体にも来ていただいて、聞き取り調査を行った結果で、どこに当てはまるかということだと思うんです。それが事実の確認ですから。要は、その事実が確認できなければ、ここには当てはまらないということになりますから。その辺の判断を我々がどうするかということをお求められてるんだと思いますよ。だから、そこをどこですか、ここですかというふうに聞いてたら、我々の役割って何なんやというふうになりますから。その辺はあれじゃない。

○委員長（浅田 郁雄君） 我々も聞かれても全然分からない。説明会がどこに入るんですかと言われても。ほんで、僕らが決めるわけでもないですね。これはごっつい分かるので、強いて言うたら、行政さんのほうにちょっと聞きたいなと僕は思うんですけど、どうでしょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 説明会と名前つけたのは当事者さんだけなんですよね。説明会という手続があるわけじゃないので。ただの会議でもいいし、協議会でもいいし、何でもいいんですよ。説明会という手続があるわけじゃないので、根本的にまずそこですよ。決まった形で、要するに、

財務規則によれば説明会はここですという説明会なるものはそもそもないんですよ。だから、問題は、そこでやられてる中身が何なのかということなんです。どういことをやられたのか。それが、さっき言いました予定価格の定めをする行為なんですかということですね。相手方を決めて、納める行為なんですか。発注する行為なんですか。こういう給食センターの一般物品納入契約を構成する行為、どれかあるんですかということですね。さっき嵯峨山委員がおっしゃったのは、それが認められれば、契約に関する行為だろうし、それがなければ違うだろうしということで、説明会だからここということにはならないということですね。だから、おっしゃったとおり、中身を検証しないとイケない。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 確認なんですけども、その前に登録をしなければこの段階には行かないんじゃないですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 登録手続というのは給食センターが取っておりまして、相手方選定のこれまた大前提として、登録生産者の中から選びますということがあります。だから、登録しておかないとここには踏み込めません。登録をする手続は、もうこれも言いますけども、登録をするという手続は、この契約の中にはありません。登録手続自体は契約手続ではありません。これはもちろん当たり前のことで、法的にも、行政実務上も、登録は契約ではありませんので。契約は、売ろう買おうみたいに、当事者の意思表示の合致でもって法的効果を発生させるのが契約ですからね。登録というのは、単にそこに名前を載せる、当然条件があるでしょうけれども、条件に従って名前を載せるというだけの行為ですから、これは契約行為ではそもそもありませんので、登録は必要ですけれども、そのこと自体契約ではないと、こういうことです。物事の順序として、登録しておいて、納入契約の話をしましよと、こういうことになるわけです。物事の順序として。そういう関係があるだけで、それ以上の関係はないということです。

○委員長（浅田 郁雄君） これだけ取ってもちょっと疑問に思うようなことがあり、それぞれの思いもあると思うんだけど。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今おっしゃっていただいたように、取りあえず疑問を出していただいて、この中で、多分相当なものは整理できると思うんですけども、大分聞いてますので。それでも整理できないものがあれば、当然ながらどんどん呼んだほうがいいんじゃないでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩します。

午前 10 時 06 分休憩

午前 10 時 20 分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き審査会を再開します。

今、副委員長のほうから図を出していただいたんですけど、それについて、こういう少しのこと

でも疑問がある場合は質疑をしていただいたらなと思いますが、いかがですか。

関委員。

○委員（関 綾乃君） すごく分かりやすい表を、副委員長、ありがとうございました。

この随意契約については、多分、普通の市外品についての契約の遂行の仕方なのではないかなと思っています。朝来市の学校給食センターの第12条には、給食物資の調達については、入札または見積り合わせによる購入を原則とする。ただし、特別な物資についてはこの限りではないと表記されています。

これについては、12月の本会議のときに、横尾議員のほうから、この特別な物資については、地産地消の商品を示すという御答弁も田中部長から出ておりました。ということは、この御用意いただいて御説明いただいたものでは、地産地消の入れる作物、商品というのは違うのではないかなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 地産地消の商品という枠組みがそもそもないですね。給食センターに。これは地産地消の商品の枠ですというのはない。基本的に今やってるのは、野菜等の納入に関する契約と言ってます。もし、地産地消ということ当てはめらるんであれば、それは地元の生産農家さんから仕入れて、それを給食食材としていると、これが地産地消ですわね。それが15%というような数字が出てました。残りの85%はどうなのかというと、あそこの見積り依頼をしたあの業者からということになるわけですね、あと残りはね。給食の欠品はできませんから、一定量を取らなきゃいけないと、こういうことですよ。だから、給食センターの説明は、別に地産地消とは言ってませんけれども、この地産地消食材分なんていう枠組みがそもそもないわけで、地元の生産農家さんと契約をして入れると、これが地産地消ということになるわけですよ。当然ながら、あそこの受注依頼をかける相手方さんは地元の生産農家さんということで地産地消の商品と、こういうことですよ。だから、地産地消だからここから漏れるとか、地産地消だからこれに入ってるとか、そういうことじゃなくて、給食センターが扱う野菜等は全部ここに入ってるという理解ですね。区別する話は聞いてないです。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 市の公開されている募集のホームページの、学校給食に地元産の野菜等の味わいをの発注のところの資料で、同時期にそういった地産地消の作物を納められる商品が重なった場合は調整しますとなっております。これについては、その調整がどのように行われるのかというのについては明記されていないと思うので、やはりその辺については、いま一度、聞きたいなと思うんですけども、もし私が資料を確認し、漏らしているのであれば、どなたか教えていただきたいなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 納得されるまで聞かれたらいいとは思いますが、受注依頼という業務をあそこでしてます。受注依頼そのものがもう調整ですよ。この期間にジャガイモがこれ

だけの量要ると、何キロ要ると。誰々さん何ぼ、誰々さん何ぼ、誰々さん何ぼとやってるのが受注依頼ですわね。ほかの食材もそうですよね。そうやって登録されてる方々に当たって行って、数量が確保できたと、この2週間分の数量が確保できたと。その分を発注しようと。もちろん、全部確保できません、15%と言ってますから。必要量の15%は確保できた。残りの85%は最初に依頼した、見積り依頼した、あそこの納入業者さんに発注して埋めてもらおうと。市外品とおっしゃってたのがその部分になるわけですよね。給食センターとしては、できるだけあそこに発注しないで、ここの受注依頼の中に押し込んでいきたいというのが地産地消の推進ということになるわけで、当然、地産地消は前提としてある話でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） それは、給食センターが、量だとかというのは、この間も全部、ほとんど足りないぐらいなので、その85%のところは市外品で賄うとはおっしゃっていたんですけども、それは、調整されるのは給食センター長が御自分の権限で、たくさんの場合やったらこの人たちにお願いをしようと、自由に選べるということになってるんでしょうかね。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 僕は当局じゃないんで、2回目に聴取した議事録に基づいてお答えしてるだけなんですけれども、センター長がやってるかどうかは分かりません。あのとき聞いたのは、栄養士さんが献立を作ると、栄養士さんが中心になって献立を作ると。献立を作れば必要量が出てくると。必要量に応じて、あるいは種類に応じて、今登録してある方にここの依頼をします。これだけ納められますかと依頼すると。あのときおっしゃってたのは、例えば、ジャガイモ、キロ当たり幾らでというのも予定価格として出てますんで、この値段で納めてくれますかという受注依頼をかけると。それが、いやそれやったら農協に出すわという方もいるかもしれないというふうなこともおっしゃってましたね。だから、あくまでも受注の依頼であって、納めなさいということではない。そこで、受諾の意思を確認しなきゃいけないということです。そうやってくると、もしかして納めてくれない方も出てくるから、今度は別に納められる方に当たっていかうかということをして、どうしても見つからなかったら、もう業者に頼むしかないなど。それで市外品というのも生まれてくると。こういう話だったと思うんです。そこは、誰がその判断をするかというのは分かりません。現場の仕事になるのでね。極端な話は、ほんまにその辺のお店からという事態も生じるなんていう話も聞いてます。とにかく欠品は避けなきゃいけないということがありますので。ということだと思いますけど。

もうちょっと言うと、ただ、そのこと自体は何を証明するというか、何のために必要な、先ほども嵯峨山さんが言いましたけども、一般物品納入契約が今回あったか、それから、介入行為があったか。とにかくやらなきゃいけないのは、この2点の確認なんですけど、どこにつながるのか。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 見積り合わせをせずに、依頼、契約が決定しているのではないかなと感じております。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） それはもう当然です。先ほど言ったとおり、見積り合わせはしてません。それが、たしか一般質問のときもそうですけれども、それを定める手続、さっき12条を出されましたけれども、12条しかないので、それをきちんと規定しましょうねということで今やってるはずですよ、給食センターは、きちんと決めましょうということで。ただ、現実問題、見積り合わせなんていうことができないのでやってないです。やってない中で、何も基準なく買えないから業者の見積りを取ってるんですね。業者の見積りを取ってると。業者の見積りを取って、安い価格、これで納めてもらおうというので農家さんには話行ってる。だから、農家さんとこから見積り合わせなんか取ってません。ただ、公正な価格で買うと。しかもできるだけ安い価格でというのが市には求められてますので、ですから、納入業者3者から見積りを取って、その金額をそのままスライドさせて、その金額でお願いしますというふうに受注依頼をしているということです。だから、おっしゃったとおり、見積り合わせということはしておりません。全くしてないです。全然してない。それでも公正を担保しようとして、見積りは取ってます。違うところから。これが今の給食センターの業務の限界だと、こういうことです。これでないとは回らないと。それがいかんということとはまた別個の問題であると思いますよ。今回の政倫審の中身とはちょっと、もうちょっと大きな問題にしていなければいいかなと思います。財務規則上の問題になってきますので。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

行政のほうの人間でもないですし、そういうことを質問するのは行政のほうにしてもらったほうがよく分かると思うんですけど。

○副委員長（藤原 正伸君） そうじゃなくて、議事録を見てもらったら分かると思います。僕は議事録を見て言ってるだけです。

○委員長（浅田 郁雄君） ほやけど、やっぱり疑問というのは何ほども湧いてくるんです。これは仕方ないんです。やればやるほど疑問は湧いてくるものです。だんだん細かくなって疑問がもっと増えてくるので、やはりちょっとここで我々がずっとまとめてということが本当にできるかどうかという、私もちょっと心配になってきて、できたらもう一回、行政さんにきちんと細かいところまでするべきかなとは僕は思いますけど。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ですから、疑問点を出していただいて、議事録を読み直して、理解できないのであれば、僕は当局を呼んでいいと思うんです。だから今、副委員長がおっしゃったように、議事録読んでもう理解できますよねということについては、ここで解決できるので。だから、疑問点については出していただいたらいいと思うんですけど、それについて議事録を読んで、それでも分からんな、当局を呼ばなあかんということについては、確認していただいたらいいですし、先ほども僕、確認しましたが、そもそも12月8日がどういう場であったのかという事実確認。それと、議員がその場において、介入したかどうかの事実確認。これを調査しましょうというのが我々に課せられている役割ですから、それに対しての、だから論点をまとめていただくということだと

思うんですよ。それに対して疑問があって、議事録を読んでも確認できない、分からない。そういうことがあれば当局の方に来ていただく、これはありかなというふうに私は思いますけど、議事録を読んで解決できる部分については、呼ぶ必要はないというふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 委員長、副委員長の、この会議のための事前の打合せの中でも、必要ならば呼ぶのは当然してもいいことだという意見交換はしておったんですけども、ただ、当局にしてみれば、今日も呼ぶかもしれませんが、対応可能ですかというのを事務局から聞いてもらったりもしてるんです。してるんですけども、当局に言わせれば、もう答えたのに、今さらまた何という、何について聞きたいのという当然の疑問は来てますので、その辺は具体的に投げなあかなかなと思います。このことについて回答を求めたいというようなことで、しっかり論点を出して、それがさっき言われたとおり、議事録で解決できない論点ならば、これはやっぱり呼んで聞かなくちゃいけないんだろうなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 私のほうは疑問点というか1点ちょっとあるのは、今回の既存の給食センター納入部分に関しての、それは契約云々以前の、何がどのぐらい要るのかとか、どのぐらい季節で云々かんぬんというところが知りたいというような情報だったのかなと思うんですけど、農林で何でおったんですかね。給食センターと法人さんのやり取りというか説明、多分何が要るのかとか説明するのは給食センターやと思うんです。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 農林振興課から会議録が出てますよね。農林振興課の会議録、この部分送れますか。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 例えば、農林振興課が今回、給食センターの納入に関して、中間事業者なるものを組織したいな、そういうところがあったらもっと地産地消がうまくいくのになという思いの下、その説明を一緒にという意味合いやったのかなとは理解してんですけどね。農林振興課に法人さんが呼ばれた、電話して、説明を受けたいというのが、それがあるからもっと分かりやすく具体的な例が出るように給食センターということなのか。だからメインは農林なのか、それとも、はたまたこの給食センターのほうが地産地消を増やしたいから説明したいんだという思いが中にある。どっちがメインなのかなという、どっちもメインなのかもしれませんが。

○副委員長（藤原 正伸君） 農林振興課の会議録に、地産地消と推進に係る打合せ会議と書いてあるんですね。

○委員長（浅田 郁雄君） 農林振興課が呼ばれたというのはなぜかということでしょう。関係があるのかと。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 給食の地産地消を増やそうというのは、非常にいい取組やと思うんですね。これが給食センターとの契約という意味合いの話が、今回、契約に至る云々かんぬんの会議だったのかというところが一つやと思うんです。そうではないであろうという。そこにはかかってないのではないかというような話にはなっとんかなと思うんですけど、その中で、そうなってくると、農林振興課はなぜいたのか。別のことも加味してあったのか、いやいやこういった取組とかでいろんな情報をよく知ってるのは農林振興課なので、農林振興課を経由して、給食センターと一緒にいったという、ただ単にそういう単純な話なのかなと僕は理解しよんですけども。

○委員長（浅田 郁雄君） 地産地消が一番関係してるんじゃないかな。農林振興に聞かないとそれは分からないな。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） ほかに目的があるかどうかというのは、基本的にこの審査会では興味の無い話ではあるんですが、そうでしょう、給食センターの物品納入契約が問題になってるわけで、それ以外のところで何か問題が生じたかどうかということは、何も問い合わせられてませんので、最初に申しました協議の範囲というものから外にずれる話かなとは思いますが、今回、説明会と名前がついてる会議が開かれた経緯は、ちょっと今見よるんですけども、どこかで聴取されてたと思うんですけども、どうして開かれることになったかという。どこの会議録かというのはちょっとすぐ出てこないんですけども、どこかにあったと思います、会議録に。

○委員長（浅田 郁雄君） 農林振興課がなぜ呼ばれたかというのは、農林振興課が一番よく分かります。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） なぜその会議に農林振興課がいたか、いてなかったかについて、この問題と何が関係あるかということで、農林振興課がいたから、何ていうんですか、契約に関する事務で何か疑わしいことがあるのであれば、そこをちょっと明確に言っていただかないと、いたかいてなかったか、何でいたのかというふうに言われたとて、多分、我々の前の審査会の議事録、たしかあったと思うんですけども、申入れが、契約相手方から説明会してくれんかというような相談があって、給食センターにもこう話ししということで行ったというような、そういう理解で、私、議事録たしか目を通して、そういうふうな内容だったかなとは思うんですけども、ちょっとその辺の議事録を確認しないと分からない。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 当該箇所が分からないんですけども、議事録たくさんあって。よふどの恵さんは、そもそもが産業建設常任委員会の一般会議の取組の話から始まったことだろうというふうにおっしゃってましたね。フォーラムのお話もそうでした。だから、給食センターよりは農林振興課さんとの付き合いは深いんだろうと思いますけれども、それはやっぱりあのときもおっしゃってましたように、市内の農業振興は当然、農林振興課が一生懸命やってる話であるし、給食センターが頑張ってる地産地消、それとも当然リンクする部分が出てくるというようなことですよ

ね。だから、その辺で、いるから何か疑問が生じるというふうな因果関係というのは、ちょっとよく分からないんですけど、明確に分からないんですけど、別におんなっても不思議じゃねえなという。

やっぱり議論すべき事柄として、先ほどもちょっと御指摘いただいたんですけども、3条1項3号にあります一般物品納入契約があったのかどうか、そういうことですね、それが一つ。それから、その契約に対する介入行為があったのかどうか。我々が興味があるのは、それを証明する、あったこと、あるいはなかったことにつながる材料として必要ならば集めなきゃいけないしというところなので、その辺の牽連性を明確にして、資料要求なり出席要求なりをしないとイケないかなということは思いますが、どうでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 前の審査会の第2回の議事録の9ページ、この会議については、給食センターとともに同行したということをごさいますというように、平松課長がおっしゃってますけど、私がアポを取って、給食センターにアポを取ってということだとは思ってますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 9ページのどこら辺ですか。真ん中のちょっと下。

○委員（嵯峨山 博君） 準備の前の説明会という認識でございまして、その席上で我々は説明をしてくださいと言われたので、私がアポを取らせていただいて、給食センターとともに同席したというふうには言われてますね。給食センターにそういう話をされて、一緒に行かれたということ。そういうことがあったんだと思います。西本委員が理解されてるのはそういうことだと思いますね。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） この記録を見る限りは、農林振興課が何か目的があって行ったわけじゃなくて、来てくださいと言われたから、来て説明をしてくださいと言われたから行ったということですよ。

○委員長（浅田 郁雄君） 契約行為をする前の、準備の前の説明会と書いてある。そういう認識で行ったということ。

ほかに。いいですか。ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 審査の要は事実認定だと思いますので、前提条件に事実認定後の当てはめ等に支障があるような大きな問題がない限りは、ないのであれば、事実認定の作業に入っていくのもいいんじゃないかと思うんです。どうでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょう。

尾崎さん、どうですか。西本さんは。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） この事実認定を行っていく中で、委員からやっぱり疑問が出たりとか、確認せなあかん部分が生じた場合は、先ほど来僕も言っておりますけども、当局を呼んで、聞き取りする必要があるのであればしていただいたら結構だとは思いますが、そういう作業をやって

いかないと、何に対して呼ぶ、何に対して呼ぶというのも出てこんかも分かりませんので、一応、認定作業というか、進めていただく中で疑問が生じたところは、議事録なり、そこでも解決しない場合は当局を呼んでいただいて、聞き取りを行っていただくという作業のほうがいいんじゃないですか。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかの委員さんは。よろしいですか。尾崎さんはいいですか。
事実認定を出してもらおうということで。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 付託書には、朝来市学校給食センターの主な使用野菜の市外品購入に関する協議の場に議員が同席というふうになっておりまして、これが12月8日の会議を指して、そのように指摘されておりますので、12月8日の会議がどういう会議であったかということの中身、具体的中身を認定していけばいいと。今まで聴取した中で認定していけばいいということだと思いますので、一つは、よふどの恵さんの話、それから、そこに同席していた担当課の話を議事録から再度見る限り、地産地消推進の話合いであって、契約について協議するような状況には読み取れないというふうに思われますが、どうでしょうかという投げかけからいけばいいでしょうかね。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤原委員さんから、12月8日の会議で恵さんのほうと担当課のほうかという話をしたのか。そういう投げかけ方から入っていたらどうだろうということですが、どうでしょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） ちょっとしゃくし定規に言っときますと、要するに給食センターが行っている一般物品納入契約、先ほど言ったような契約についての取決めをする話というのはかけらも出てこない、話の中で出てこないということから、今そのように申し上げてみましたが、皆さんのお考えはいかがでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） どうですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 冒頭の前回の会議のまとめは、よふどの恵さんから聴取した内容で明らかになった事柄ということで、できるだけ事実に限って申し上げましたけれども、そのほかにもよふどの恵さんの状況的な話として、自分たちが今現在、生産者を抱えてるわけじゃなくて、契約の話をされてもそれに応じられるような体制にはないんだということをおっしゃってますし、ですから、今の状況では、地域の農家にこの話をつないでいくことは無理だろうというようなこともおっしゃられています。それとか、もし取り組むにしても、給食センターに食材を納入して、地産地消に協力していこうということで取り組むにしても、例えば、供給過多になってしまったら、処分先も確保しないといけないし、情報がまだまだ足りないんだというようなこともおっしゃってます。結局、自分たちはまだ取り組める状況ではないというようなこともおっしゃってまして、これについては、学校給食センターもちょっと落胆したと、思惑が外れたというようなこともおっしゃってます。

そういうお話を総合的にお聞きする限りは、当日に、先ほど出たような給食センターが行っている一般物品納入契約に関わるような話が出たと考えることはできないなというふうに思うんですが、そういう理由で申し上げました。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 今回の件で、取り下げてはおりますけども、フロー図ありましたよね。私、あれ見て、取り下げられてはおりますけど、ちょっと勘違いしている部分も前回ありまして、途中、この政倫審の中でも言いましたけども、あれが中間事業者として1者だけで決めるんだというふうなフロー図、取り下げられたやつは、そういうふうに見受けられたんですけども、今回、よくよく当局側の聞き取りしましたら、そうではなくて、それぞれの今既に既存にある登録業者さんと同じような意味合いであると、同じように一つ一つ登録してもらっていく必要があるし、また、登録自体きちんとしたものであれば遮るものはないというような話であったと思うんですね。説明の中で、そういう意味合いで捉えたら、独占的という部分の話ではないんだろうなと見受けられますので、そういった1者による契約独占というような意味合いの説明会云々ではなかったんであろうかと、私は思っております。

先ほどの中で、なぜ農林がいたのかという部分で、過去において説明がなされておって、自分たちは農林のほうに連絡があって、給食センターとつないで、だから行ったんだということであれば、別段その部分を何とかしようと思ったわけでもないんであろうかと、私の中では結論というか、そういう事実であったのではないかなと思いますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございませんか。

一番大事なところはやっぱり2点で、随意契約があったのかということと、議員さんの介入、圧力があつたのかということだと思っておりますけれども、そのことを中心に何かあれば、それぞれ述べていただけたらと思います。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 当局と、それから、関係団体と聞き取り調査をして、契約の事実と議員の介入の事実認定に対して質問をしてきましたけれども、12月8日については、当局も説明の場であったということを答えられておりましたし、契約の事実というのは認められなかったなというふうに私は思っております。

よふどの恵さんについては、今日、副委員長のほうからまとめ等もしていただきましたけれども、聞き取りを行っていく中では、契約に関するような話ではなくて、今後、地産地消に向けた取組として、何とか力になれないかというような思いもあって、どういうふうなことをするのかというようなことが聞きたい。そうしたことを説明してほしいんだというようなことを申し入れたというようなことを言われておりましたので、そのことについても、契約に関するような話はなかった、予定価格等の話も当然されていないことも事実として確認できたかなというふうに思っております。

さらに、随意契約についての理解ということで、今日、改めて副委員長のほうからも資料を提示

していただきましたけれども、随意契約に対する認識についても、委員全員が恐らく認識できたんではないかということで、私自身はこれまで当局、あるいは関係団体、それから議員に対する聞き取りの中で、改めて聞き取りを行うような内容は、私自身はないかなというふうに思います。

付け加えて、議員の介入についてもですけども、席にはおったけれども、当局についても圧力がかかったという事実はございませんというふうに言われておりますので、介入もなかったというふうに言わざるを得ないということでもあります。私はそういうふうに思っております。

さらに、フロー図の話も出ましたけれども、先ほども申しましたように、当局と委員会の中で約束事で、これは公にしないというような資料で取り下げられたということでもありますけれども、これが明らかに、また資料が提出されたということについては、この問題とはまた別に、これが問題であれば、当局と議会側との約束事で何らかの不具合が生じて、この資料が公になったという問題については、これは改めて何らかの協議が必要であれば、この場ではなくて、改めたこういう倫理審査会なのか知りませんが、そういった委員会を立ち上げて調査すべきであればする必要があるのであるというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山さんからそういう意見はいただきました。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） まず、12月8日の会議の中身については、当事者さんの農林振興課から会議録が出ております。そこを読めば、農林振興課が報告している会議の内容が分かります。それから、給食センターからも会議録が出ております。会議の内容が分かります。それから、よふどの恵にも、前回、聴取しました。それらを全部照らし合わせて、特にそごがある部分というのは認められないように思います。そういう意味では、全ての当事者の会議の内容についての説明は矛盾した内容にはなっていないと思われまので、それが当日の会議の中身だったんだろうというふうに、出席してませんからあれですけども、これらの資料から総合的に、それらが示しているのが会議の中身なんだろうというふうに考えるのが合理的だろうなど。それを覆すような、逆に言うと合理的な疑問はいまのところ湧いてこないと思います。

それから、介入のことについても今触れられてましたけれども、当日、12月8日の会議が、今言ったような事情で一般物品納入契約に関わる会議でないのであれば、そこに同席することは直接契約に圧力をかけることにはなりませんので、そこでどんな発言をしようが、その会議自体に圧力がかかる話ではないと。あとは、どこかまたよそにある一般物品納入契約、どこかにあったとして、そこに圧力がかかっていくのかどうかということについては、そういうことを示す材料、資料や発言等も全くございませんので、介入圧力用のものは特には認められないというふうには思われます。

これは評議の意見ですから、御意見を申し上げます。

フロー図ですけども、先ほどの会議録、それから、よふどの恵さんの発言を見る限り、フロー図について話し合われたという事実は認められないので、その点も、ですからフロー図のことを考慮して云々ということが、この会議の性質上、決めるのに直接材料となるものではないかなという

ふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにないですか。

暫時休憩します。

午前 11 時 11 分休憩

午前 11 時 24 分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き審査会を再開します。

今現在、嵯峨山委員さんのほう、また、副委員長のほう、それぞれ意見を言っていましたがお三方がまだですので、それぞれ意見を。失礼しました。もう一回。

○委員（西本 英輔君） 今回の聞き取りをやってきた中で、今回の明確な資料ではないですけども、過去の政倫審とかにおいても取下げはされておりますけども、フロー図がございました。私はそのフロー図の部分、取下げのフロー図の部分だけを見ましたら、中間事業者を1者にまとめてというような内容であったように見受けられたので、であれば問題ではないかなというふうな、最初、認識を持っておりましたが、今回、聞き取りを通す中で、いやいやそうではなくて、数ある登録事業者、また、個別の登録されてる農家さんからそれぞれ納入していくと。また、登録が必要になるんだけれども、その登録条件にちゃんと満たしておれば、それを妨げるものはないというような説明がありまして、そういうことであれば独占的に契約を結んでいくんだというものに当てはまらないので、今回の契約行為云々という部分には当てはまらないだろうというふうに認識しております。

また、農林のほうも同席した理由というものがその部分にあるのではないかなという部分もあったかと思っておりますけれども、そうではなくて、農林としては、法人さんのほうから説明といたしますか、給食の地産地消の部分等々に関しての説明、内容を知りたいんだというようなことであったかと思っておりますが、その部分で給食センターにつないだ。なので、給食センターにつないだので、対応していたというふうな内容であったかと思っておりますので、決してこの最初の取下げになったフロー図の内容を何とかしようという説明会ではなかったというのが明確になったかなと思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 随意契約とか、議員の介入とかに関しては意見ありますか。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 最初に言いましたように、随意契約、これが独占的に行うんだという随意契約の内容ではありませんし、登録もまだなっておりませんし、この時点でなかなか介入しようと思っても、聞き取りのほうでも、よふどの恵さんのほうはそういう体制が整っていない状態で介入のしようもないかと思っておりますし、ただ、圧力があつたかなかつたかという部分に関しては、圧力なんていうのは主観的なものでありますので、そこはどうでもいいかなという、どうでもいいと言ったら変ですけども、捉えようがないかなというふうに考えてますし、実際に現実として、事実として、そういった会議ではなかったという部分が重要なかなと思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） ありがとうございます。

尾崎委員、お願いします。

○委員（尾崎 里美君） 私は、今回の政倫審では、参考人として当局とよふどの恵さんに話を聞きました。出席された参考人全ての方が、令和4年12月8日の、契約の場ではないと、説明会の場であったと全員が証言されています。先ほどから出ておりますフロー図についてですけれども、行政が正式に撤回したものであり、資料としての価値はありませんし、国・地方公共団体の契約制度の概要と関係法令の資料についても、これは契約行為が行われたときの資料です。したがって、契約行為が行われていない今回の問題の中では、資料としての価値はないものです。

このことにより、私は藤本議員の政倫審に抵触する行為はなかったと判断しています。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 圧力はなかったと。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） すみません、私さっきの発言の中で、圧力というふうに言いましたけれども、これは無言の圧力という意味合いですので、無言の圧力はあくまで主観的なものだというふうに理解していただけたらと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 理解します。

○委員（西本 英輔君） また、それぞれ聞き取りの中で圧力、客観的な圧力自体もなかったというふうに感じております。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） まず、契約についてからなんですけれども、2月9日に行われた審査会で、北垣理事からは、随意契約の契約行為は、予定価格を作成したときのことで、予定価格を定めてから業者選定に当たる。ゆえに、業者が決まってから予定価格を下げることはないと答弁されています。一方、今井給食センター所長からは、複数の業者から見積り合わせをし、決定した後に発注を依頼する。この時点が契約の発生であるとの答弁でした。副委員長からも、先ほど、市外品物品についての契約の説明もまとめていただきましたが、この両者の間で矛盾がある状態だと私は思っています。この審査会では、北垣理事がおっしゃること、それから、資料のほうから北垣理事がおっしゃっているのが予定価格と判断しましたが、では、給食センター所長の発言は何だったのか。何よりこのセンター長の発言に基づくと、発注前の見積り合わせなど、発注前に議員などの介入が許されることにもなり、本来の倫理を遵守する精神からむしろ遠ざかることにつながる出来事であったと危惧しております。

次に、フロー図なんですけれども、産業建設常任委員会の資料として委員会で提出がなされました。しかし、その資料は、具体的な団体名が記載されたもので、気づいた委員会によって差替えが行われましたが、資料として、12月8日に提出された事実は事実です。このときは、産業建設常任委員からも記載について、団体名が記載されていることについて、多くの疑問の意見が出ておりました。そして、第1次政倫審の資料としてもフォルダーにあり、現在の第2次政倫審でも残された

ままになっています。

私は当初より、このフロー図について違和感を持っていると重ねて申し上げてまいりました。私の質疑の中で、当局より、地域に根差した活動をしている団体の例として挙げただけとの答弁もありましたが、それならば、産業建設常任委員会の会議でも、なぜ同じ理由で資料をそのままにして説明を続けなかったのか。そして、1次、2次、それぞれの発言の矛盾にさらに違和感を感じます。何より、今もって最初に提出された資料の証拠として存在しています。

私はこのフロー図で中間事業者とされているポジションにあまた考えられる団体があるにもかかわらず、対象議員が知らず知らずとはいえしっかりと活動している対象団体のPRを重ねてしまったことで、当局の記憶にとどまることになり、不運にも特定の団体を推薦、介入、紹介した形で倫理条例に抵触しているのではないかと疑いを持たれることになった発端の資料だと考えています。

今回、第3回目審査会で行われた対象団体からの説明で、まちづくりフォーラムで紹介されることも知らされていなかった。まして、中間事業者として名前を上げられていることも知らなかったという事実から、この倫理審査会で団体名が広く知らしめられることになったのは、行政側の過ちで迷惑を被ることになり、大変気の毒に思っています。

しかし、対象議員はこれと同じとは考えません。今回、対象団体と当局側の思いがあまりにもかげ離れており、契約には至りませんでした。焦点となった説明会では、納入する市内産野菜が少ない時期や集まりにくい野菜など、既に募集公告されている情報以上の情報が一つの団体だけに提供されており、その情報は今も公開はなされておられません。将来的に中間事業者として契約につながったかもしれない具体的な情報も含んだ説明会への同席は、市議会議員倫理条例第3条第3項の契約に関しに該当すると考えます。

倫理とは、議員それぞれの概念に基づくものです。これは大丈夫、問題にはならないと考える議員がいる一方、これは問題に抵触しているのではと考える議員もいます。だから、基準として倫理条例が設けられています。不備がたくさんあると指摘を受けている私たちの倫理条例ですが、それでも今はこれを判断に、市民全体への奉仕者として、自身は市政に関わる者だと深く自覚して、使命の達成に努めなければならないです。それを考えるならば、本審査会があたかも裁判のように契約に固執し、その有無だけで判決を下すような行為は、果たして議員の倫理を審査する会としてふさわしかったのだろうかとすっきりしません。本審査会の争点ではないと指摘があるかもしれませんが、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと第1項にあるように、時には慎重な行動も課されているのが、我々公選職の身です。倫理は遵法の本質であるべきで、私はそれを問題点に思い、この審査会に臨んでいます。

したがって、私は12月本会議で行われた措置の継続は妥当であると考えます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 一通り終わりました。

○委員長（浅田 郁雄君） 一応一通り終わりました。

○副委員長（藤原 正伸君） もう反対討論が出てしまってるんですけども、様子としては。

その反対討論はいいんですけれども、大前提になるところで矛盾があるとおっしゃってましたので、ここは解消しておかないといけないところだと思います。給食センター長と、それから理事の発言は矛盾していると。これは大前提に関わるものですので、申し訳ありませんが、再度御説明をお願いします。矛盾点の説明をお願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事の発言とセンター長の発言。

○副委員長（藤原 正伸君） そうですね。どの部分がどのように矛盾しているかの説明をいただきたいんですけど。これは、冒頭申し上げましたように、大前提になる範疇の問題であって、一義的に決まってなといけない話なので、議論の対象ではないはずなんですけど、お願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 北垣理事は、会議録の6ページになりますけれども、一番下のところから、朝来市の財務規則におきまして、随意契約につきまして規定をしております。その次のページ、7ページの上から4行目、したがいまして、随意契約につきましては、予定価格を作成したところから始まるということで認識をしておるところでございますと答弁されています。さらに、予定価格を定めてから業者選定に当たりますので、業者が決まってから、予定価格を下げることはございませんとなっております。

次、センター長、8ページになります。真ん中よりちょっと下の今井センター所長のところなんですけれども、必要になります材料につきましての見積りを、使用期間の約20日前に業者に見積りを依頼します。その後、見積りによりまして価格が決定した後、使用期間につきまして、半月分の材料の分の発注をかけるんですけども、その7日前に業者のほうに依頼しまして、発注をかけるという流れになっております。このときが契約というふうに言われてたと思うんですけども、それについて、お二人が言っていることについて、私は矛盾なのではないかなと感じております。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） もう一度、どの部分が矛盾か教えてください。

○委員（関 綾乃君） 契約に当たる時点でございますけれども、業者のほうに発注をかけた時点で契約になると認識しておりますとなっていると思うんですけど、9ページに。

○委員長（浅田 郁雄君） 業者のほうに発注をかけた時点で契約になると認識しております。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） なので、どこが矛盾なのかを教えてください。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 意見交換会なので、私は自分の意見を述べさせてもらったんですけども。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 意見交換というか評議をしますのに、何が矛盾してるか教えていただかないと意見の述べようがないんですけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 予定価格。

- 委員長（浅田 郁雄君） 片方は予定価格。
- 委員（関 綾乃君） 片方は契約。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） 今おっしゃってますのは、予定価格を。
- 委員長（浅田 郁雄君） 行政のほうに発注をかけた時点で契約になると認識しておりますという、このことじゃないんですか。それじゃないんですか。
- 副委員長（藤原 正伸君） それが何で矛盾かということを知っておるんですよ。
- 委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。
- 委員（嵯峨山 博君） 副委員長が作ってもらった資料、メモ書きとして作ったという資料を映してもらえませんか。そこで、北垣理事が答弁されてる内容と、給食センター所長が述べた内容の矛盾点というのがどの辺になるのかなという。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） 読む限りなんですけれども、最初に言われました理事の発言の、随意契約については、予定価格を作成したところから始まると。
- 委員長（浅田 郁雄君） センター長は違うということやね。
- 副委員長（藤原 正伸君） 一応その意見を基にそこに載せております。契約行為は予定価格の定めから始まりますと。こういうところですね。それで、センター長のほうが、使用期間の20日前に業者に見積りを依頼いたします。使用期間20日前という部分ですね。
- 委員長（浅田 郁雄君） その業者というのは3者というような。
- 副委員長（藤原 正伸君） そうです、登録業者のことですね。地元の生産者ではなくて。それから、その後に見積りによりまして価格が決定した後、そこですね、見積りにより価格決定。半月分の材料分を発注かけるんですけれども、その7日前に業者のほうに依頼しまして発注をかけるということになってます。使用期間7日前が発注。さっきも言いましたけれども、業者は地産で賄えない85%を同時に発注してますので、こういう言い方をされてるんだというふうに思うんですけれども、多分間違っていないと思います。最後、契約に当たる時点でございますけど、業者のほうに発注をかけた時点で契約になると認識しております。そこに書いてあるとおり契約成立と、発注時が契約の成立ということで、予定価格の定めから契約成立。
- 理事との話の矛盾点がどこにあるかがちょっと理解できないので、重ねて聞いたんですけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（浅田 郁雄君） 8ページが一番下の部分、20日前ぐらいに材料費の見積りをするというふうにおっしゃいましたが、見積りを徴収するとおっしゃいましたかと副委員長が聞いておられます。それから、7日前に発注を行うということですよと聞いておられます。その後ちょっとあつて、契約に当たる時点でございますけれど、センター長ですね、9ページ、業者のほうに発注をかけた時点で契約になると認識しております。この部分ですか。
- 副委員長（藤原 正伸君） そのとおりに書いてたと思うんですけど。

- 委員（関 綾乃君） すっきり分からないんですけども。
- 委員長（浅田 郁雄君） こつんと聞いたら、契約は7日から始まるというような気もせんこともない。
- 副委員長（藤原 正伸君） 契約と契約行為は違いますのでね。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） 契約の成立とか言ってるのは、これは多分、きちんとした厳密な意味で言っておられると思います。業者が行う契約も、意思表示の合致をもって契約ですから。もうちょっと言えば、契約書を作らないといけないということに、財務規則上はなってますね。それをなされるのが発注時点だということです。ですから、その前にどんな約束があったって、契約はあそこで成立するんですよ、発注時点。ただ、そこに向かう契約行為というのはあって、予定価格の定めから始まって、相手方選定をして、受諾を取っていくという、これが随意契約の契約行為という位置づけになってるということで、別にどこも矛盾はしてないと思うんですけども、いかがですか。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） あくまでも契約行為が始まるのは予定価格の定めから、厳密に契約が成立するということは、その契約に基づいて権利義務が発生するということです。違反したら賠償せんあかんという、そういう権利義務が発生すると、その時点は発注の時点だということです。それ以前にどんな約束をしてたって、法的な責任は生じないということです。そういう意味でちゃんと言っておられると思うんですけど、だから、矛盾した回答はしておられないと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員長（浅田 郁雄君） 随意契約は価格を定めてから、これが始まっているのではないか、契約は。
- 副委員長（藤原 正伸君） 契約行為は始まっています。
- 委員長（浅田 郁雄君） 要は、契約行為はここから始まっているね。
- 副委員長（藤原 正伸君） 始まっています。ただ、その途中のどこでもまだ責任問題にはならないということです。どんな義務も生じないと。
- 委員長（浅田 郁雄君） 納入の意思を確認する。こういうことがあって、そこから7日前に、今度、発注をした。その発注をして、商品が初めて出て、取引をして、初めて契約が成立する。
- 副委員長（藤原 正伸君） 商品が届かなくてもいいんですけども、発注という行為をした時点で契約が成立する。
- 委員長（浅田 郁雄君） 契約行為は成立してないんやね。
- 副委員長（藤原 正伸君） 契約行為は前からやってる。
- 委員長（浅田 郁雄君） 予定価格から契約行為が始まって、契約成立とはまた別で7日前ということになる。
- 副委員長（藤原 正伸君） そうです。
- 委員長（浅田 郁雄君） を意識して、契約というのを言うてるんやな。

○副委員長（藤原 正伸君） 言ってると思いますけど、契約。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 議事録を呼んでいてあれなんですけども、北垣理事が言ってるのは、財務規則上の契約行為がどこから始まるか。今井センター長が回答してるのは、そのものずばり契約はどこから、どこからが契約なの。成立してるのはどこからなのという意味合いで副委員長が聞かれて、それで7日前というかこの部分だというふうに回答されて、業者に発注をかけた時点で契約だというのはそういうことであろうかと思しますので、質問と回答が、場所が違うというか、前段階の部分、随意契約って何ですか、どこから随意契約というものが始まるんですかというのを北垣さん、実際の契約成立はどこからが契約成立なのという部分のほうでということなのかなど、僕は今、説明と議事録を合わせながら見てて思ったのは、そういう意味合いでの質疑だったのかなと思うんですが、そこら辺ちょっと確認を。

○委員長（浅田 郁雄君） はい。

○副委員長（藤原 正伸君） おっしゃるとおりだと思います。財務規則102条で、予定価格を定めなさいと、随意契約では。言ってます。随意契約の契約行為を規制するのが財務規則やというふうに思います。だから、幅があるんですよ。特に契約が成立する契約の状態というものがありますけれども、契約がどこかというのは、基本的には1点に定まりますね。ここが契約した時点だと。それは、さっきも言いましたように、その時点より前には権利義務は発生しないし、その時点より後に権利義務が発生すると。そういう意味で契約の時点というものはありますけども、契約そのものに幅があるわけじゃなくて、それは契約関係にあるという状態の幅はありますけれども、契約というものはある時点で決まります。それでないと、例えば、契約後7日以内に納品しますとかいう起算点が定まりませんので、どの時点で契約するかというのは1点ということだと思います。それが、この7日前、発注時、発注という行為を行った時点で、市としては債務負担行為をしたことになる、債務を負うことになる、支払い債務を負う。生産者は、納品する義務を負うということですね。それを、その1点を捉えてセンター長は発言していると。北垣理事は、市の行う随意契約で財務規則が規定している部分がどこかという、この幅のことを言ってるというのは、西本委員が説明されたとおりにというふうに思いますので、お互いに矛盾していることを言ってるわけじゃなくて、この行為のそれぞれ説明をされてると。北垣理事は契約行為と書いた部分の説明をしてますし、センター長は契約成立の話をしているということで、矛盾はないというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 要は、書類上と、実際の取引の物品の受渡しの違い。随意契約に入っちゃうんだけど、そういうことかな。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） おっしゃるとおりだと思います。市の契約は基本的に契約書を作らないといけないですから、書類の話を持ち出すというのは、理解の助けになると思います。我々の契約でも、今でこそあれですけれども、取引上、署名捺印とか、署名します、それがなきゃいけないわけじゃないですけれども、証拠として通常契約には作りますよね。それをやってる時点が契約時

点であって、そのための行為というのはそれ以前からやるわけですから。

○委員長（浅田 郁雄君） 要は、センター長は、物品の受渡しのところで契約が成立しますと言ってくれたら何となく理解はするんだけど、帳面上では、理事さんが言った予定価格を出したところが契約だと、我々は受け取ってしまうと。何かこういう食い違いはきっとあるんでしょうけど。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） ひとえに先ほど西本委員がおっしゃったように、財務規則が規定している契約行為が予定価格の定めから履行に至る部分であって、幅がある部分。センター長が答えている契約は、これは市の債務負担行為としての契約。市が責任を負う時点がいつか、それは発注の時点ですよと、こう言ってるということだと思いますので、矛盾はないと思います。

矛盾点についてはよろしいでしょうか。解消されましたでしょうか。まだほかにありますでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今で何となく分かりました。何となくでは困るんだけど、分かりました。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 何となくでは現実には困るんです。大前提の話なので。ただ、それは、今言いましたように、矛盾ではないと思いますが、後半おっしゃいましたフロー図の取扱いとか、あと、審査会の内容についての御意見、これもまた大前提の部分が含まれます。3条1項3号で付託を受けております。おっしゃった内容がほぼほぼそこからは外れてると思いますので、これはただ外れてるからどうということではなくて、審査会の審査として述べられる意見としては適切ではないと思いますので、そこは御理解を得られるように評議をする必要があると思います。ですので、ちょっと時間の関係で次回に、この部分は御意見をいただいて、確認をしなきゃいけないですけども、これもまた多数決で決める話ではないと思います。あくまでも3条1項3号の審査をしておりますので、付託された範囲にある御意見は取り入れますけれども、そうでない意見は取り入れられないということになるかと思えます。その辺の皆さんの評議をする必要があるというふうに思えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） フロー図についてですけど、どうですか、委員の皆さん。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今の話、具体的に言いますと、フロー図を3条1項3号に規定する一般物品納入契約の存在の根拠として主張していただく必要があると思います。評議に乗せるには。ただ単に不正の疑惑とかいうのは、初日に法制のほうからと言われておりましたけれども、倫理条例の恣意的な運用につながっていきますので、これは認めることはできないということですので、この審査会の中でフロー図を使うということは、付託を受けております3条1項3号の要件になっている事実を証明するためでないといけませんから、そこの牽連性を説明いただければよろしいかというふうに思えます。このフロー図でもってこういう一般物品納入契約の存在が証明できる。あ

るいは、このフロー図でもって介入の事実が証明できる。そういう扱い方をしていただく必要があると思いますので、次回その辺を確認していただければよろしいんじゃないでしょうか。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 今、次回とおっしゃったんですけど、続くんですよ。次回ということは。

皆さん、委員さん、どうですか。藤原副委員長が言われたんですけど。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） それぞれ考え方はいろいろあると思いますし、今それを、藤原副委員長がおっしゃられたように、それを事実として出すというのは、なかなか難しい技術が要るのかなと思いますし、当然チャイムも鳴りましたし、午後もあるっちゃあるんですけども、いろんなことを勘案しまして、次回以降でそういった部分をしっかりと余裕、時間的焦りなんかなく、しっかりとみんなで共有できるように考えていくことも必要ではないかと思いますので、私は延ばしてもいいのかなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） すみません、次回なんて言いました。今日の午後も、本日1日限りという決定になっておりますので、午後でもよろしいんですけども、半日予定になっておりましたので、皆さん御予定があるかと思えます。その辺ちょっと継続かどうか決めていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員からは、そんなに急ぐあれでもないということでもありますし、また、藤原副委員長からは、もう一回ちゃんとして審議するべきであるという意見もありましたように、フロー図について、またもう一回審議するという形で、皆さんいかがですか。

嵯峨山委員、どうですか。

○委員（嵯峨山 博君） 結構だと思います。ただ、この審査会でフロー図について確認した事実としては、当局のほうからは、当局の勇み足で提出したという、その事実しかなかったかなというふうに私は思っておりますけれども、その辺で協議が必要であれば、次回といいますか行っていたければというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） よいということで。

尾崎委員、どうですか。

○委員（尾崎 里美君） 行っていただいたらいいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。反対ですか。よろしいですか、次回で。

○委員（関 綾乃君） はい。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤原副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今日、途中でも申し上げましたとおり、当局との時間調整が結構困難ですので、今日、ちょくちょくおっしゃってました当局にもう一度聞かなければいけない事柄とい

うのは、今のところ具体的に出てないんですけども、その方面はもうよろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今ちょっと関さんが言われとった7日という意見と、理事の意見が食い違うという意見、議事録のところで大体分かったような形もありますし、自分の思いと向こうが言うてる思いが一緒ならいいんですけど、違ったら困るしね。そういうのも聞きたいなどは思いますけど、今回はこの藤原副委員長が言われたようなフロー図ということについて、重点的にやっついこうと思うんですけど、皆さんいかがですか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 意見それぞれ述べた中で、おおむねこの結論的なものを述べられた方もおられますから、ある程度まとめもできるんじゃないかなというふうに思っております。僕は関委員の意見は意見として、それはいいというか、そういうあれじゃないんですけど、報告書に少数ではありますけど、そういう意見があったということをやっと記載でもしていただいた資料を今度提示いただいて、フロー図についてじゃあどうなのという意見交換をしましょうというのであれば、それはそれでいいですし、副委員長がおっしゃられましたけれども、今回の政倫審の結論に至るに至って、材料的なものちょっと違いますよねということも述べられたんですけども、そういうことも理解しながらも、関委員は、考えられたことを述べられておりますので、それはそれで尊重する必要もあるかなと、私は思っておるんですけども、そうしたちょっとした材料的なものを与えていただいて、何を協議するのかというところ、そこを明確にさせていただければと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） フロー図以外何かありますか。何かほかに聞きたいこととか。当局を呼ぶにしても。

○委員（嵯峨山 博君） 今日の意見交換の中では、当局を呼ぶということはなかったと思います。疑問に感じたところというのは、ある程度解決できたかなというふうに思っております。ただ、それ以外で、フロー図のことだったりというような話もされたんですけども、それはそれで委員さんの思いがあって、意見を僕は尊重してもいいんじゃないかなというふうに思っておるだけで、それに対して議論する必要があるかどうかというところが、私はそれに時間を要する必要があるかどうかということもちょっと考えておるんです。ある程度まとめに入った段階において、資料にさせていただいて、要は、大半の意見はこうでしたけれども、一方でこういう意見もありましたというようなところをつくっていただいて、そこを確認していくという作業に入っていくほうがいいんじゃないかなと。そやないと、述べられた意見を消してしまう方向になってしまうんじゃないかなという、せっかく尊重されて述べられておられるのに。そこをあえて消す必要はないんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

副委員長と委員長で、準備はこっちでして、次回に備えるようにしたいと思いますけど、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

時間になりましたようでございます。

以上で、本日の審査は終了しました。

次に、その他として、次回の日程等についてお諮りします。

次回日程は、3月6日午前9時から開催ということにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

次回日程は、3月6日午前9時から開催することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午後0時08分閉会
